

令和3年度決算公告

令和4年 7月 8日
宮崎市宮崎駅東1丁目2番地2
公益財団法人宮崎文化振興協会
理事長 高島 弘行

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第128条により、下記のとおり決算公告を行う。

貸借対照表

令和4年3月31日現在

公益財団法人宮崎文化振興協会

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	109,675,741	117,042,664	△ 7,366,923
未収金	10,458,350	6,341,496	4,116,854
前払金	83,600	66,000	17,600
流動資産合計	120,217,691	123,450,160	△ 3,232,469
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	20,000,000	20,000,000	0
定期預金	10,000,000	10,000,000	0
基本財産合計	30,000,000	30,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	33,511,310	32,207,980	1,303,330
施設管理運営事業積立資産	7,496,177	7,496,177	0
宮崎科学技術館開館35周年記念事業準備資金	10,000,000	9,802,205	197,795
宮崎市佐土原歴史資料館開館30周年記念事業準備資金	500,000	500,000	0
宮崎市天ヶ城歴史民俗資料館開館30周年記念事業準備資金	500,000	500,000	0
宮崎市民プラザ開館20周年記念事業準備資金	0	7,389,883	△ 7,389,883
人件費等調整対応準備資産	14,490,000	14,490,000	0
宮崎科学技術館先端技術の世界充実事業準備資金	6,495,200	3,000,000	3,495,200
特定資産合計	72,992,687	75,386,245	△ 2,393,558
(3) その他固定資産			
構築物	1,247,245	416,064	831,181
什器備品	2,011,482	2,968,603	△ 957,121
ソフトウェア	1,936,476	3,311,742	△ 1,375,266
その他固定資産合計	5,195,203	6,696,409	△ 1,501,206
固定資産合計	108,187,890	112,082,654	△ 3,894,764
資産合計(①)	228,405,581	235,532,814	△ 7,127,233
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	30,597,432	42,976,824	△ 12,379,392
未払消費税	4,321,300	7,016,600	△ 2,695,300
未払法人税等	635,400	778,500	△ 143,100
前受金	8,525	8,525	0
預り金	4,180,652	4,037,650	143,002
仮受金	0	63,121	△ 63,121
賞与引当金	6,219,930	5,983,644	236,286
流動負債合計	45,963,239	60,864,864	△ 14,901,625
2. 固定負債			
退職給付引当金	33,511,310	32,207,980	1,303,330
固定負債合計	33,511,310	32,207,980	1,303,330
負債合計(②)	79,474,549	93,072,844	△ 13,598,295
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
宮崎市出捐金	29,110,000	29,110,000	0
2町出捐金	890,000	890,000	0
指定正味財産合計	30,000,000	30,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(30,000,000)	(30,000,000)	0
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	118,931,032	112,459,970	6,471,062
(うち特定資産への充当額)	(39,481,377)	(43,178,265)	(△ 3,696,888)
正味財産合計(①-②)	148,931,032	142,459,970	6,471,062
負債及び正味財産合計	228,405,581	235,532,814	△ 7,127,233

一般法人法施行規則78条2項1号の規定により
1 般 法 人 法 施 行 規 則 7 8 条 2 項 1 号 の 規 定 に よ り
年 間 法 施 行 規 則 7 8 条 2 項 1 号 の 規 定 に よ り
間 (令 和 5 規 則 7 8 条 2 項 1 号 の 規 定 に よ り
(令 和 5 規 則 7 8 条 2 項 1 号 の 規 定 に よ り
掲 示 する。